

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

令和3年税制改正①～法人税

Q 昨年12月に令和3年の税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

今回の税制改正では、DX（デジタルトランスフォーメーション）投資や脱炭素化に向けた投資など設備投資をした企業への優遇が目立っています。

1. DX（デジタルトランスフォーメーション）投資の促進

一定のDX計画に基づく、ハード・ソフトのデジタル関連投資に、**取得価額の30%の特別償却もしくは取得価額の最大5%の税額控除の選択適用**ができます。

2. カーボンニュートラル実現に向けた投資の促進

脱炭素化効果が高い製品の生産設備などを取得等した場合、**取得価額の50%の特別償却もしくは取得価額の最大10%の税額控除の選択適用**ができます。

3. 人材確保等を促進する税制

新規雇用者（新卒・中途採用）の給与等支給総額が前年度より2%以上増加させた場合、その給与支給総額の**15%の税額控除**ができます。（法人税額の20%が上限）

4. 各優遇措置の延長

①中小企業投資促進税制

特定中小企業者等が一定の固定資産を購入した場合、30%の特別償却もしくは7%の税額控除の選択適用ができる制度で、令和5年3月31日までの間に事業の用に供した場合まで延長されます。

②中小企業者等に対する軽減税率

中小企業者等の**年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%**（本則課税19%）の適用時期が、**令和5年3月31日までに開始する事業年度まで延長**されます。

要するに…

今回の税制改正では**CO2対策やデジタル化への投資に対する優遇、コロナ下での雇用の促進や人材確保への投資に対する優遇**など、現在の日本の課題点を反映させた内容が多くなっています。中小企業者にとっては、中小企業投資促進税制や軽減税率が延長されたことはありがたいですね。